

2025 年 7 月 22 日

協力会社の皆さまへ

【重要】熱中症の改正に伴う、安全書類等の改訂について

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、熱中症の予防につきましては、令和 7 年 4 月 15 日に公布され、同年 6 月 1 日から、罰則付きの義務化が施行されました。協力会社の皆さまにおかれましては、改正に基づき、各事業場にて適切な指導及び対応を実施いただいていると思います。

本通知は、5 月 20 日付けで発出されました厚労省施行通達にて、建設業が留意すべき事案が生じたので見直しを行いました。

つきましては、下記のとおり改めましたので、所属する労働者等にも周知・展開いただくとともに、適切に対応くださいますようお願いいたします。 謹白

記

- 1.改訂版「新規入場者届」を作成し提出、入場時は署名サインする。(資料1)
- 2.改訂版「新規入場の皆さんへ」を用いて、送り出し教育又は新規入場時に教育を実施する。(資料2)
- 3.改訂版「労務及び安全衛生管理に関する誓約書」の追加項目を確認・認識し、下請けに対しても責任を持って指導・教育を行う。(資料3)

施行通達の留意すべき点に、「各事業者が共同して1つの緊急連絡先を定めた」とあります。本来は、各事業者が措置義務者となります。しかし、建設業では、多くの事業者が入場し、工事の進捗では、朝礼等に参加しない者や、短期間の施工で、複数の現場を掛け持ちする労働者の方がいます。日々変わる人員に移動する作業場での連絡体制や緊急搬送先を、作成し周知するのが難しい事業者はおられます。連絡体制や緊急搬送先、手順等を周知されていない労働者等が熱中症で倒れ重症化することは回避しなければなりません。

あくまで措置義務者(法的な責任)は事業者が負っていますが、「各事業者が共同して1つの緊急連絡先を定めた」として、1次又は当社のルールに準じていただくことで法違反を回避できるように見直しました。これによって事業者自ら、連絡体制や緊急搬送先、手順が作成できない場合は、1次又は当社のルールに準じると認めた上で周知を実施していただきます。

以 上